

改 正 後	改 正 前
<p>情報通信機器等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）</p> <p>この明細書は、青色申告者がその年の前年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた情報通信機器等を、その年に事業の用に供しなくなった場合に、平成18年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。</p> <p>この明細書は、「情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）」とともに、確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「①」欄には、情報通信機器等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「②」欄には、平成18年改正前の租税特別措置法施行規則第5条の11に掲げる情報通信機器等の名称を記載します。 (2) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げて記載します。 (3) 「⑧」欄には、情報通信機器等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該機器等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>旧措法第10条の6（この制度は平成18年3月31日をもって廃止されました。）、平成18年改正措法附則第82条</p>	<p>情報通信機器等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）</p> <p>この明細書は、青色申告者がその年の前年に事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた情報通信機器等を、その年に事業の用に供しなくなった場合に、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。</p> <p>この明細書は、「情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）」とともに、確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「①」欄には、情報通信機器等の耐用年数省令別表第一から別表第三までに定める種類を記載し、「②」欄には、租税特別措置法施行規則第5条の11に掲げる情報通信機器等の名称を記載します。 (2) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げて記載します。 (3) 「⑧」欄には、情報通信機器等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該機器等の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第10条の6</p>